

### 本町二番館でも還付申告を受け付け

- とき 2月2日(月)~17日(火)の午前9時~午後4時(受け付けは午後3時まで。土・日曜日、祝日は休み)
  - ところ 本町二番館
  - 対象となる人 ・年金を受給している人 ・2カ所以上の会社などから給与をもらっている人 ・年の途中で退職するなどして年末調整をしていない人
- ※源泉徴収票を忘れずにお持ちください。必要書類など詳しいことはお問い合わせください。なお、「住宅借入金(取得)等特別控除」については対象としていません。

### 税理士による申告無料相談会

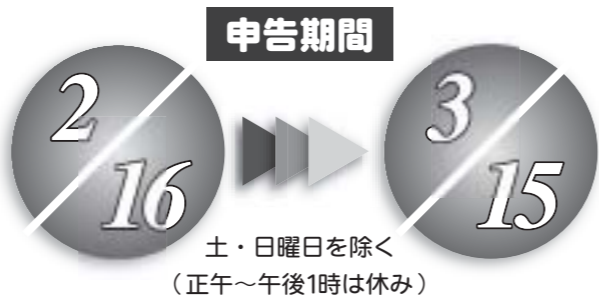
- 関東信越税理士会新津支部では、少額な還付申告相談と申告書の作成支援を無料でを行います。
- とき 2月4日(水)~6日(金)の午前9時30分~午後4時
  - ところ 各税理士事務所(要電話連絡)
  - 問い合わせ 関東信越税理士会新津支部の各税理士事務所へ。

### にせ税理士にご注意を!

納税者からの依頼による税務代理、税務書類の作成および税務相談は、税理士など法律により税理士業務を行える人しかできません。確定申告時期になると、税務書類の作成などを税理士に依頼する人が多いことに便乗し、税理士でない人が申告書の作成などを行っている場合があります。このような「にせ税理士」は法律に違反しているばかりではなく、依頼した人に迷惑をかける結果になるので注意してください。

# 所得税・市県民税の申告はお早めに!

◆問い合わせ  
 ・所得税の申告➡新津税務署(☎22-2153)へ。  
 ・市県民税の申告➡税務課市民税係(☎24-2111、内線217・218・219)へ。



## 所得税は申告納税方式

所得税は、「自分の所得の状況を最もよく知っている皆さんが、税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税する」といって「申告納税方式」を採用しています。確定申告をしなければならぬ人が申告をしなかったり、誤った申告をすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税を納めなければならぬことになるので注意してください。

所得税は、国の税収の中で一番大きく、公共サービスの大切な財源となっています。国民の義務でもある納税は正確に、早めに済ませましょう。

## ①確定申告が必要な場合

- 事業所得や不動産所得があったり、土地や建物を売ったりした場合など
- 平成十五年中の所得金額の合計額から配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超えるとき
- 給与所得者の場合 次のいずれかにあてはまる人
  - ・年間の給与収入が2000万円を超える人
  - ・給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
  - ・2カ所以上の会社などから給与をもらっている人

## ②確定(還付)申告をする人により税金が戻ってくる可能性のある人

- 確定申告をしなくてもよい場合でも、次のいずれかに当てはまる人は還付を受けるための確定申告することにより、源泉徴収(天引き)された税金の一部が戻ってくる場合があります。
- 給与所得者や公的年金を受給している人で、次のいずれかに当てはまる人
  - ・所得控除の追加がある人

- ・多額の医療費を支払った人
- ・災害や盗難にあった人
- ・住宅ローンなどを利用してマイホームの新築や購入、大規模な修繕・改築をした人(これは本町二番館の還付申告会場では扱いません)
- ・年の途中で退職するなどして、年末調整をしていない人
- なお、還付申告は二月十三日(金)以前でも税務署へ提出できます。必要な添付書類が多いので、早めに相談・準備をしてください。

## 確定申告書は自分で書いて、郵送で新津税務署へ!!

申告書は、自分で計算し、記入するのが原則です。出来上がった申告書は、なるべく郵送で提出してください(窓口は大変混雑します)。なお、申告書の記入の仕方を説明した手引きなどが税務署窓口にありますので、記入するときの参考にしてください。

●宛先・新津税務署(☎956-8602住所記載不要、☎22-2153)へ。

## ①・②・③の申告に必要なもの

- ・印鑑
- ・給与・年金の源泉徴収票
- ・国民年金や農業者年金・国民健康保険などの年間支払い額のわかる書類(なお、国民年金の支払証明書は市役所から発行できませんので、社会保険事務所発行の証明書をお持ちください)
- ・生命保険や損害保険の保険料控除証明書
- ・障害者控除を受ける人は手帳などの証明書
- ・医療費控除を受ける人は、医療費の領収書と集計表
- ・本人名義の預金通帳(還付を受ける場合)

## ③市県民税の申告が必要な人

平成十六年一月一日現在、新津市に住所がある人は、原則として市県民税の申告が必要です。所得証明書などの発行も、この申告をもとに行われます。所得税の確定申告が不要の人でも、市県民税の申告が必要な場合がありますので、

ご注意ください。ただし、次のような人は市県民税の申告は必要ありません。

- ・所得税の確定申告をした人
- ・所得が給与のみで年末調整が済んでいて、給与支払報告書が事業所から市へ提出されている人(一般のサラリーマンはこれに該当します)

平成十五年十二月三十一日現在において、市内に居住している人の税法上の扶養親族となっている人

▼申告受付場所(確定申告も含む)  
 税務課市民税係 市役所二階  
 郵送の場合は ☎956-8601 住所記載不要)へ。

※ただし、次のような確定申告の場合は税務署へ提出してください。

- ・住宅借入金(取得)等特別控除を受ける人
- ・譲渡所得がある人
- ・事業(営業)所得、農業所得の収支申告を行う人

▼受付方法  
 申告会場には、あらかじめ申告書に必要な事項を記入のうえ、お越しください。なお、市県民税の申告は二月十三日(金)以前でもできます。期間中は大変混雑しますので、申告書の書き方のご相談はお早めにお願ひします。

身近な自然・里山を歩こう

リフレッシュしに来ませんか?

# 木もれ陽の遊歩道

都市整備課  
公園緑地係  
☎24-2111  
内線585

“鉄”人のココロをくすぐります



「鉄道のまちにいつ」の歴史を語ります

## 新津市鉄道資料館

- ところ 新潟県新津市東町2-5-6 新津地域学園内
- 開館時間 午前9時30分~午後4時30分(入場は午後4時まで)
- 休館日 毎週月曜日(祝日の場合は火曜日)および年末年始
- 問い合わせ ☎0250-24-5700